

雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

対象期間延長のお知らせ

新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長（令和3年7月31日まで）に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主で、雇用調整の初日が令和2年1月24日から令和2年12月31日までの間に属する場合は、

1年を超えて引き続き受給することができます。

※1年を超えて引き続き受給できる期間は令和3年12月31日までとなります。

【特例措置延長後】

1年間を超えて受給可



(例) 令和2年7月1日
(休業の初日)

1年間（通常）

令和3年6月30日

雇用調整助成金は、通常、1年の期間（対象期間）内に実施した休業等について受給することができますが、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金、学校等休業助成金・支援金コールセンター
0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

厚生労働省HP



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL030623企06